

恵那市アスベスト対策事業の概要

1. 補助事業の内容

建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、建築物の所有者等が行うアスベスト含有調査に要する経費の全部又は一部を補助する事業です。

2. 補助対象事業の概要

アスベスト含有調査とは、国が定める基準に該当する調査であって、建物に使用されている吹付け建材のアスベストの含有の有無を調査するものをいいます。

補助対象となるアスベスト含有調査は、次の条件を全て満たす事業とします。

- （１） 岐阜労働局に登録された作業環境測定機関又は市長が適当と認める分析機関（以下「作業環境測定機関等」という。）が実施する調査であること。
- （２） 建築物石綿含有建材調査者が実施する調査であること。
- （３） 過去に同一の補助対象建築物について、この要綱に基づく同一の事業の補助金の交付を受けていないこと。
- （４） 対象建築物に所有者以外の居住者、借受人及び使用者が存在する場合は居住者等の承諾を得て実施するものであること。

3. 補助金を受けられる方

- ① 補助対象建築物の所有者、管理者その他市長が適当と認めた者
- ② 市税を滞納していない者

※補助対象建築物とは、本市の区域内に存する建築物（門及び塀を除く）をいいます。

4. 補助金の額

補助金の額は、アスベスト含有調査事業に要する費用で作業環境測定機関等に対して支払う費用（消費税及び地方消費税を除く。）の額とし、事業に係る補助対象建築物１棟につき25万円を限度となります。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

5. 申請にあたって

補助の対象となる建物かどうか、吹付け建材かどうかを確認しますので、申請書の提出前に下記まで問い合わせください。

お問い合わせ先 恵那市役所建築住宅課建築係 担当 岩谷・早川 26-6839